

(4) 建 設

(都市・建築・土木)

課名	事務事業名	内 容																																				
都市計画課	都市計画基本図作成委託	事業概要	都市計画総括図及び販売用都市計画図の印刷用版起こしデータの作成及び相模原市都市計画基本図（デジタルマップ=いわゆる地形図）の修正。																																			
		事業比較	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>相模原市</th> <th>城山町</th> <th>津久井町</th> <th>相模湖町</th> <th>藤野町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>デジタル化の有無</td> <td>あり</td> <td>あり</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>市 町 面 積</td> <td>90.41km²</td> <td>19.90km²</td> <td>122.04km²</td> <td>31.59km²</td> <td>64.91km²</td> </tr> <tr> <td>都市計画区域面積</td> <td>90.41km²</td> <td>19.90km²</td> <td>50.90km²</td> <td>31.59km²</td> <td>24.28km²</td> </tr> <tr> <td>用途地域面積</td> <td>62.54km²</td> <td>2.70km²</td> <td>2.95km²</td> <td>2.23km²</td> <td>2.15km²</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	デジタル化の有無	あり	あり	なし	なし	あり	市 町 面 積	90.41km ²	19.90km ²	122.04km ²	31.59km ²	64.91km ²	都市計画区域面積	90.41km ²	19.90km ²	50.90km ²	31.59km ²	24.28km ²	用途地域面積	62.54km ²	2.70km ²	2.95km ²	2.23km ²	2.15km ²
		区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																															
デジタル化の有無	あり	あり	なし	なし	あり																																	
市 町 面 積	90.41km ²	19.90km ²	122.04km ²	31.59km ²	64.91km ²																																	
都市計画区域面積	90.41km ²	19.90km ²	50.90km ²	31.59km ²	24.28km ²																																	
用途地域面積	62.54km ²	2.70km ²	2.95km ²	2.23km ²	2.15km ²																																	
検討を要する事項等	<ul style="list-style-type: none"> 基本図となる地形図及び都市計画基本図等の整備状況の相違。 図形データ、縮尺の調整。 																																					
都市交通計画課	バス交通対策推進事業	事業概要	規制緩和のもと、バス交通の課題に対応し、生活交通としてのバス路線確保のためには、行政が主体となった対策が必要であることから、バス交通対策基本計画を策定し、生活交通の確保を図る。																																			
		事業比較	<p>バス交通対策推進事業比較表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>相模原市</th> <th>城山町</th> <th>津久井町</th> <th>相模湖町</th> <th>藤野町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>検討委員会の有無</td> <td>なし</td> <td>あり</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>運行に関する補助制度</td> <td>なし</td> <td>あり</td> <td>あり</td> <td>なし</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>コミュニティバスの導入</td> <td>検討中</td> <td>検討中</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>町営バス、コミュニティバス、チャイルドバスの運行</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	検討委員会の有無	なし	あり	なし	なし	なし	運行に関する補助制度	なし	あり	あり	なし	あり	コミュニティバスの導入	検討中	検討中	—	—	町営バス、コミュニティバス、チャイルドバスの運行						
		区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																															
検討委員会の有無	なし	あり	なし	なし	なし																																	
運行に関する補助制度	なし	あり	あり	なし	あり																																	
コミュニティバスの導入	検討中	検討中	—	—	町営バス、コミュニティバス、チャイルドバスの運行																																	
検討を要する事項等	<ul style="list-style-type: none"> バス交通対策推進事業の相違。 バス交通対策基本計画の調整。 																																					

課名	事務事業名	内 容																							
都市交通計画課	バス活性化事業	事業概要	道路混雑の抑制、環境保全等の観点から、利用者の利便性向上を図り、バスへの転換促進事業を展開する。																						
		事業比較	<table border="1" data-bbox="667 280 2063 592"> <thead> <tr> <th data-bbox="667 280 902 320">区 分</th> <th data-bbox="902 280 1133 320">相模原市</th> <th data-bbox="1133 280 1364 320">城山町</th> <th data-bbox="1364 280 1594 320">津久井町</th> <th data-bbox="1594 280 1825 320">相模湖町</th> <th data-bbox="1825 280 2063 320">藤野町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="667 320 902 360">補助制度の有無</td> <td data-bbox="902 320 1133 360">あり</td> <td data-bbox="1133 320 1364 360">あり</td> <td data-bbox="1364 320 1594 360">なし</td> <td data-bbox="1594 320 1825 360">なし</td> <td data-bbox="1825 320 2063 360">なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 360 902 592">根 拠 法 令</td> <td data-bbox="902 360 1133 592">相模原市バス利用促進等総合対策事業補助金交付要綱</td> <td data-bbox="1133 360 1364 592">城山町バス停留所上屋設置事業補助金交付要綱</td> <td data-bbox="1364 360 1594 592">—</td> <td data-bbox="1594 360 1825 592">—</td> <td data-bbox="1825 360 2063 592">—</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	補助制度の有無	あり	あり	なし	なし	なし	根 拠 法 令	相模原市バス利用促進等総合対策事業補助金交付要綱	城山町バス停留所上屋設置事業補助金交付要綱	—	—	—
		区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																		
補助制度の有無	あり	あり	なし	なし	なし																				
根 拠 法 令	相模原市バス利用促進等総合対策事業補助金交付要綱	城山町バス停留所上屋設置事業補助金交付要綱	—	—	—																				
検討を要する事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・補助制度の調整。 ・走行環境の相違によるバス待ち環境の考え方や導入を促進すべき車両の調整。 																								

課名	事務事業名	内 容																									
開発指導課	開発指導事務 運営費	事業概要	許可を要する開発行為又は事業区域面積若しくは住戸数が各市町の基準以上の住宅に係る建築行為（許可不要な開発行為を含む。）について、都市計画法又は各市町開発行為等指導要綱（条例）に基づき、各種公共・公益施設等の設置を指導し、秩序ある市街地の形成に資する。																								
		事業比較	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="667 309 898 347">区 分</th> <th data-bbox="898 309 1133 347">相模原市</th> <th data-bbox="1133 309 1364 347">城山町</th> <th data-bbox="1364 309 1597 347">津久井町</th> <th data-bbox="1597 309 1830 347">相模湖町</th> <th data-bbox="1830 309 2063 347">藤野町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="667 347 898 427">根 拠 法 令</td> <td data-bbox="898 347 1133 427">相模原市開発行為等指導要綱</td> <td data-bbox="1133 347 1364 427">城山町開発行為等指導要綱</td> <td data-bbox="1364 347 1597 427">津久井町住環境整備条例</td> <td data-bbox="1597 347 1830 427">相模湖町まちづくり条例</td> <td data-bbox="1830 347 2063 427">藤野町開発行為指導要綱</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 427 898 480">協 議 件 数</td> <td data-bbox="898 427 1133 480">211件</td> <td data-bbox="1133 427 1364 480">4件</td> <td data-bbox="1364 427 1597 480">17件</td> <td data-bbox="1597 427 1830 480">3件</td> <td data-bbox="1830 427 2063 480">7件</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 480 898 1110">指 導 内 容</td> <td data-bbox="898 480 1133 1110">事業区域が接する道路の幅員等、新設道路の幅員等、排水施設、雨水調整施設、雨水浸透施設、公園、自主管理広場、緑地、歩道状空地、消防施設、消防活動用空地、集会施設、ごみ置き場、最低敷地面積、防災行政用同報無線支局、防犯灯、駐車場、駐輪場及び近隣住民等への説明。</td> <td data-bbox="1133 480 1364 1110">一宅地の面積、開発区域内道路の整備、接続道路の整備、下水道施設整備、雨水調整施設等、公園の設置、緑地の設置、消防施設、消防活動の空地、防犯灯の設置、ごみ集積所の設置、教育施設、保育所及び幼稚園、文化財の保護、自動車及び自転車駐車場の設置等。</td> <td data-bbox="1364 480 1597 1110">開発区域に係る、道路整備、公園整備、緑地整備、排水施設整備、消防の用に供する施設整備、ごみ収集所整備、自動車駐車場整備、自転車置場整備、集会施設整備、防犯灯整備、敷地面積、近隣地権者等への説明会開催及び内容報告等。</td> <td data-bbox="1597 480 1830 1110">区域の前面道路及び区域内道路の構造、汚水雑排水処理施設、雨水処理施設、緑地、公園、公共空地、交通安全施設、ゴミ集積場、防犯灯、駐車場・駐輪場、自然環境保全、中高層住宅に係る諸問題、文化財の保全、住民調整。</td> <td data-bbox="1830 480 2063 1110">開発事業の基本的基準（一区画の面積・宅地の環境・環境保全・防災措置・安全対策・公共、公益施設等の無償提供・公共財産等）、公共施設等の整備（道路・公園・緑地・上水道・雨水、家庭雑排水施設・消防施設・教育施設）、環境整備（環境保全及び緑化・ごみ収集所・街灯・集会施設等・駐車場確保）、文化財の保護、工場等の環境保全（公害関係法令の遵守・緩衝緑地の設定）等について。</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	根 拠 法 令	相模原市開発行為等指導要綱	城山町開発行為等指導要綱	津久井町住環境整備条例	相模湖町まちづくり条例	藤野町開発行為指導要綱	協 議 件 数	211件	4件	17件	3件	7件	指 導 内 容	事業区域が接する道路の幅員等、新設道路の幅員等、排水施設、雨水調整施設、雨水浸透施設、公園、自主管理広場、緑地、歩道状空地、消防施設、消防活動用空地、集会施設、ごみ置き場、最低敷地面積、防災行政用同報無線支局、防犯灯、駐車場、駐輪場及び近隣住民等への説明。	一宅地の面積、開発区域内道路の整備、接続道路の整備、下水道施設整備、雨水調整施設等、公園の設置、緑地の設置、消防施設、消防活動の空地、防犯灯の設置、ごみ集積所の設置、教育施設、保育所及び幼稚園、文化財の保護、自動車及び自転車駐車場の設置等。	開発区域に係る、道路整備、公園整備、緑地整備、排水施設整備、消防の用に供する施設整備、ごみ収集所整備、自動車駐車場整備、自転車置場整備、集会施設整備、防犯灯整備、敷地面積、近隣地権者等への説明会開催及び内容報告等。	区域の前面道路及び区域内道路の構造、汚水雑排水処理施設、雨水処理施設、緑地、公園、公共空地、交通安全施設、ゴミ集積場、防犯灯、駐車場・駐輪場、自然環境保全、中高層住宅に係る諸問題、文化財の保全、住民調整。	開発事業の基本的基準（一区画の面積・宅地の環境・環境保全・防災措置・安全対策・公共、公益施設等の無償提供・公共財産等）、公共施設等の整備（道路・公園・緑地・上水道・雨水、家庭雑排水施設・消防施設・教育施設）、環境整備（環境保全及び緑化・ごみ収集所・街灯・集会施設等・駐車場確保）、文化財の保護、工場等の環境保全（公害関係法令の遵守・緩衝緑地の設定）等について。
		区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																				
根 拠 法 令	相模原市開発行為等指導要綱	城山町開発行為等指導要綱	津久井町住環境整備条例	相模湖町まちづくり条例	藤野町開発行為指導要綱																						
協 議 件 数	211件	4件	17件	3件	7件																						
指 導 内 容	事業区域が接する道路の幅員等、新設道路の幅員等、排水施設、雨水調整施設、雨水浸透施設、公園、自主管理広場、緑地、歩道状空地、消防施設、消防活動用空地、集会施設、ごみ置き場、最低敷地面積、防災行政用同報無線支局、防犯灯、駐車場、駐輪場及び近隣住民等への説明。	一宅地の面積、開発区域内道路の整備、接続道路の整備、下水道施設整備、雨水調整施設等、公園の設置、緑地の設置、消防施設、消防活動の空地、防犯灯の設置、ごみ集積所の設置、教育施設、保育所及び幼稚園、文化財の保護、自動車及び自転車駐車場の設置等。	開発区域に係る、道路整備、公園整備、緑地整備、排水施設整備、消防の用に供する施設整備、ごみ収集所整備、自動車駐車場整備、自転車置場整備、集会施設整備、防犯灯整備、敷地面積、近隣地権者等への説明会開催及び内容報告等。	区域の前面道路及び区域内道路の構造、汚水雑排水処理施設、雨水処理施設、緑地、公園、公共空地、交通安全施設、ゴミ集積場、防犯灯、駐車場・駐輪場、自然環境保全、中高層住宅に係る諸問題、文化財の保全、住民調整。	開発事業の基本的基準（一区画の面積・宅地の環境・環境保全・防災措置・安全対策・公共、公益施設等の無償提供・公共財産等）、公共施設等の整備（道路・公園・緑地・上水道・雨水、家庭雑排水施設・消防施設・教育施設）、環境整備（環境保全及び緑化・ごみ収集所・街灯・集会施設等・駐車場確保）、文化財の保護、工場等の環境保全（公害関係法令の遵守・緩衝緑地の設定）等について。																						
検討を要する事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・指導要綱（条例）の内容調整。 ・都市計画法に基づく開発行為の許認可行為の事務を所管している津久井土木事務所との調整。 ・市指導要綱と町条例の開発行為として扱う要件の相違。 																										

課名	事務事業名	内 容						
開発審査課	開発行為許可申請手数料	事業概要	都市計画法に基づく開発行為の許可を受けるために必要な手数料を負担する。					
		事業比較	区 分	相模原市	神奈川県津久井土木事務所			
		平成14年度実績	149件	105件				
			13,217,960円	10,276,000円				
		検討を要する事項等	・都市計画法に基づく開発行為に関する許認可事務を所管している津久井土木事務所との調整。					
都市整備課	安全で快適な歩行者空間創出事業	事業概要	地区計画等で定められた建物の壁面後退により、創出された空間を歩行者が自由に通行できる空地（歩行者空間）として確保することを促進するため、奨励金を交付する。					
		事業比較	区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
		奨励金の算出	当該土地に係る固定資産税及び都市計画税の年額に20年分（建物の後退）または、5年分（土地の空地確保）を乗じた額。	該当なし				
		平成14年度実績	6件	518.28㎡				
			4,811,000円					
		検討を要する事項等	・特になし。					

課名	事務事業名	内 容						
都市整備課	土地区画整理事業	事業概要	市街化区域内の良好な住環境の形成を目的に土地区画整理事業を促進する。土地区画整理事業…道路、公園等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用増進を図る。					
		事業比較	区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
		検討を要する事項等	・助成の範囲や助成率の調整、助成規則の調整。					

課名	事務事業名	内 容																																																																																
駐車場対策課	放置自転車対策事業	事業概要	自転車法・市町条例等に基づき、放置自転車等の移動・保管・処分等を行う。																																																																															
		事業比較	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>相模原市</th> <th>城山町</th> <th>津久井町</th> <th>相模湖町</th> <th>藤野町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>根 拠 法 令</td> <td>相模原市自転車等の放置防止に関する条例・施行規則</td> <td>城山町環境保全に関する条例</td> <td>—</td> <td>相模湖町放置車両の措置に関する要綱</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	根 拠 法 令	相模原市自転車等の放置防止に関する条例・施行規則	城山町環境保全に関する条例	—	相模湖町放置車両の措置に関する要綱	—																																																														
		区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																																																											
根 拠 法 令	相模原市自転車等の放置防止に関する条例・施行規則	城山町環境保全に関する条例	—	相模湖町放置車両の措置に関する要綱	—																																																																													
検討を要する事項等	・ 放置自転車の移動、保管、引き取り費用など制度の調整。																																																																																	
駐車場対策課	有料自転車駐車場駐車料	事業概要	自転車駐車場利用料金。																																																																															
		事業比較	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>相模原市</th> <th>城山町</th> <th>津久井町</th> <th>相模湖町</th> <th>藤野町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有料自転車駐車場の有無</td> <td>あり</td> <td>なし</td> <td>なし</td> <td>あり</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>箇 所 数</td> <td>12箇所</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1箇所</td> <td>3箇所</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駅から250m圏内</td> <td rowspan="2">定期利用</td> <td>自転車 一般</td> <td>1,800円</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>2,500円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>自転車 学生</td> <td>1,200円</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>1,500円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駅から250m圏内</td> <td rowspan="2">一時利用</td> <td>自転車</td> <td>100円</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>200円</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駅から250m圏外</td> <td rowspan="2">定期利用</td> <td>自転車 一般</td> <td>1,500円</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>自転車 学生</td> <td>1,000円</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">駅から250m圏外</td> <td rowspan="2">一時利用</td> <td>自転車</td> <td>100円</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>原動機付自転車</td> <td>200円</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	有料自転車駐車場の有無	あり	なし	なし	あり	あり	箇 所 数	12箇所	—	—	1箇所	3箇所	駅から250m圏内	定期利用	自転車 一般	1,800円	—	—	2,500円	2,000円	自転車 学生	1,200円	—	—	1,500円	1,800円	駅から250m圏内	一時利用	自転車	100円	—	—	—	100円	原動機付自転車	200円	—	—	—	200円	駅から250m圏外	定期利用	自転車 一般	1,500円	—	—	—	—	自転車 学生	1,000円	—	—	—	—	駅から250m圏外	一時利用	自転車	100円	—	—	—	—	原動機付自転車	200円	—	—	—	—
		区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																																																																											
有料自転車駐車場の有無	あり	なし	なし	あり	あり																																																																													
箇 所 数	12箇所	—	—	1箇所	3箇所																																																																													
駅から250m圏内	定期利用	自転車 一般	1,800円	—	—	2,500円	2,000円																																																																											
		自転車 学生	1,200円	—	—	1,500円	1,800円																																																																											
駅から250m圏内	一時利用	自転車	100円	—	—	—	100円																																																																											
		原動機付自転車	200円	—	—	—	200円																																																																											
駅から250m圏外	定期利用	自転車 一般	1,500円	—	—	—	—																																																																											
		自転車 学生	1,000円	—	—	—	—																																																																											
駅から250m圏外	一時利用	自転車	100円	—	—	—	—																																																																											
		原動機付自転車	200円	—	—	—	—																																																																											
検討を要する事項等	・ 自転車駐車場の利用料金の相違。																																																																																	

課名	事務事業名	内 容																		
住宅課	市営住宅ストック総合改善事業	事業概要	市営住宅ストック総合活用計画に基づき、高齢者や障害者をはじめとして入居者が安心・安全に生活できるよう、既設市営住宅に対し改善・維持保全等を行う。																	
		事業比較	平成15年度の事業内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>相模原市</th> <th>城山町</th> <th>津久井町</th> <th>相模湖町</th> <th>藤野町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>内 容</td> <td> <住戸改善・1団地> 玄関・トイレ・浴室へ手すりを設置する <共用部分改善・3団地> 屋外階段へ手すりを設置する </td> <td>該当なし</td> <td>町営住宅の維持にかかわる補修等</td> <td>該当なし</td> <td>既設町営住宅を取壊し、居住性向上のため新設事業を行う</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	内 容	<住戸改善・1団地> 玄関・トイレ・浴室へ手すりを設置する <共用部分改善・3団地> 屋外階段へ手すりを設置する	該当なし	町営住宅の維持にかかわる補修等	該当なし	既設町営住宅を取壊し、居住性向上のため新設事業を行う
		区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町													
内 容	<住戸改善・1団地> 玄関・トイレ・浴室へ手すりを設置する <共用部分改善・3団地> 屋外階段へ手すりを設置する	該当なし	町営住宅の維持にかかわる補修等	該当なし	既設町営住宅を取壊し、居住性向上のため新設事業を行う															
検討を要する事項等	・老朽化に伴う今後の建替計画の調整。																			
住宅課	住宅使用料(現年度分)	事業概要	平成8年度公営住宅法改正により、家賃体系が従来の限度額家賃から応能応益家賃に改正されたことに伴い、入居者がその能力に応じて負担する。																	
		事業比較	住宅使用料比較表 <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>相模原市</th> <th>城山町</th> <th>津久井町</th> <th>相模湖町</th> <th>藤野町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象数(直接建設分)</td> <td>20団地(1,677戸)</td> <td>4団地 49戸</td> <td>17団地(149戸)</td> <td>8団地(39戸)</td> <td>6団地(20戸)</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	対象数(直接建設分)	20団地(1,677戸)	4団地 49戸	17団地(149戸)	8団地(39戸)	6団地(20戸)
		区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町													
対象数(直接建設分)	20団地(1,677戸)	4団地 49戸	17団地(149戸)	8団地(39戸)	6団地(20戸)															
検討を要する事項等	・滞納家賃の徴収方法等具体的な手続きについての調整。																			

課名	事務事業名	内 容						
土木計画課	土木工事積算事務電算処理経費	事業概要	公共工事の設計積算事務の効率化及び合理化を図るための電算処理に係わる経費であり、積算事務の省力化により、担当職員の現場での住民対応サービス向上を図ることを目的とする。					
		事業比較	土木工事積算事務電算処理経費					
		業務内容	区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
			<ul style="list-style-type: none"> 相模原市土木工事費積算システムの機器等のリース賃借料及び使用料 積算基準改定(年1回)、基礎単価改定(年4回)に伴うシステムデータ改定作業 積算基準となる、関連図書(神奈川県土木工事標準積算基準書など)の購入 消耗品(システムのプリンター、用紙など)の購入 土木工事共通仕様書などを有償頒布するための印刷製本費 	<ul style="list-style-type: none"> 積算システムソフト(土木工事積算システム)及び端末機器の賃借料及び使用料 関連図書(神奈川県土木工事標準積算基準書等)の購入 積算基準及び基礎単価の改定作業業務委託 	<ul style="list-style-type: none"> 機械器具借上 歩掛データ作成業務 機器及び積算システムのリース賃借料及び使用料 歩掛改訂(年1回)単価改訂(年4回)に伴うデータ作成、修正業務委託 ※作成・修正等したデータがCDR等により納品されるため、職員がデータ入力を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 機器及びシステムのリース賃借料及び使用料 積算基準改定(年1回)、基礎単価改定(年4回)に伴うシステムデータ改定作業(データ改訂については、町職員で対応) 	<ul style="list-style-type: none"> 道路工事費積算システムの機器等のリース賃借料及び保守委託料 下水道工事費積算システムの機器等のリース賃借料及び保守委託料 	
検討を要する事項等	・電算システム(システム端末機等を増設等に伴う維持管理面や情報保安対策等)に関する調整。							
道路管理課	道路占用料	事業概要	道路の占用料を徴収する。					
		事業比較	平成14年度の状況(決算額)					
		徴収額	474,850,243円	8,360,207円	1,178,000円	872,178円	179,000円	
検討を要する事項等	・占用料、納付期限の調整。							

課名	事務事業名	内 容						
道路補修課	道路舗装整備事業	事業概要	道路舗装整備事業(私道の寄付)、狭あい道路拡幅整備事業(狭あい)。					
		事業比較	区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町
			寄付条件	私道路敷整備要綱 所有者全員に意志がある、幅員4m以上などの条件あり。 狭あい道路拡幅整備要綱	道路用地寄付取扱要綱 (1) 広く生活道路として利用され、かつ道路の起終点が公道又は公共用地等に接続するものであること。 (2) 私道の幅員は、4m以上であること。 (3) 提供する私道は、すべて無償とし、道路敷地内には原則として電柱類その他占用物件がなく、かつ道路の交差箇所には、角切りが設置されていること。 (4) 道路と民地との境界が明確であること。	狭あい道路拡幅整備要綱	まちづくり条例に基づく狭あい道路事業 建築基準法42条2項で指定された道路が対象。	該当なし
			平成14年度事業概要	(私道寄付分) 22箇所、33路線 延長2,563.7m (狭あい分) 79箇所 延長1,423m	(私道寄付分) 1箇所、1路線 延長70.8m	—	・狭あい道路整備事業に係る境界確定等業務委託5件 ・隅切り用地購入2件	
検討を要する事項等	・後退用地の寄付、買取、物件保障の有無等の統一性の調整。							

課名	事務事業名	内 容																														
下水道管理課下水道料金室	管きよ事業受益者負担金(現年度分)	事業概要	公共下水道が整備されることにより特定の利益を受ける方々に整備事業費の一部負担をしていただくもの。																													
		事業比較	<p>管きよ事業受益者負担金比較</p> <table border="1" data-bbox="667 320 2063 1158"> <thead> <tr> <th data-bbox="667 320 898 360">区 分</th> <th data-bbox="898 320 1133 360">相模原市</th> <th data-bbox="1133 320 1364 360">城山町</th> <th data-bbox="1364 320 1597 360">津久井町</th> <th data-bbox="1597 320 1830 360">相模湖町</th> <th data-bbox="1830 320 2063 360">藤野町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="667 360 898 480">納付義務者</td> <td colspan="5" data-bbox="898 360 2063 480">公共下水道を整備した区域内の土地所有者または権利者(地上権者、質権者、使用借主、賃借人等)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 480 898 679">単位負担金額</td> <td data-bbox="898 480 1133 679">1平方メートルあたり 270円</td> <td data-bbox="1133 480 1364 679">1平方メートルあたり 300円</td> <td data-bbox="1364 480 1597 679">1平方メートルあたり 378円</td> <td data-bbox="1597 480 1830 679">1平方メートルあたり 第1負担区 398円 第2負担区 411円</td> <td data-bbox="1830 480 2063 679">1平方メートルあたり 430円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 679 898 1158">納付期日</td> <td data-bbox="898 679 1133 1158"> 第1期 7月1日 ～7月31日 第2期 9月1日 ～9月30日 第3期 11月1日 ～11月30日 第4期 翌年2月1日 ～2月末日 </td> <td data-bbox="1133 679 1364 1158"> 第1期 6月1日 ～6月30日 第2期 9月1日 ～9月30日 第3期 11月1日 ～11月30日 第4期 翌年1月1日 ～1月31日 </td> <td data-bbox="1364 679 1597 1158"> 第1期 6月1日 ～6月30日 第2期 9月1日 ～9月30日 第3期 11月1日 ～11月30日 第4期 翌年1月1日 ～1月31日 </td> <td data-bbox="1597 679 1830 1158"> 第1期 6月10日 ～6月30日 第2期 9月10日 ～9月30日 第3期 11月10日 ～11月30日 第4期 翌年1月10日 ～1月31日 </td> <td data-bbox="1830 679 2063 1158"> 第1期 6月1日 ～6月30日 第2期 9月1日 ～9月30日 第3期 11月1日 ～11月30日 第4期 翌年1月1日 ～1月31日 </td> </tr> </tbody> </table>						区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	納付義務者	公共下水道を整備した区域内の土地所有者または権利者(地上権者、質権者、使用借主、賃借人等)					単位負担金額	1平方メートルあたり 270円	1平方メートルあたり 300円	1平方メートルあたり 378円	1平方メートルあたり 第1負担区 398円 第2負担区 411円	1平方メートルあたり 430円	納付期日	第1期 7月1日 ～7月31日 第2期 9月1日 ～9月30日 第3期 11月1日 ～11月30日 第4期 翌年2月1日 ～2月末日	第1期 6月1日 ～6月30日 第2期 9月1日 ～9月30日 第3期 11月1日 ～11月30日 第4期 翌年1月1日 ～1月31日	第1期 6月1日 ～6月30日 第2期 9月1日 ～9月30日 第3期 11月1日 ～11月30日 第4期 翌年1月1日 ～1月31日	第1期 6月10日 ～6月30日 第2期 9月10日 ～9月30日 第3期 11月10日 ～11月30日 第4期 翌年1月10日 ～1月31日	第1期 6月1日 ～6月30日 第2期 9月1日 ～9月30日 第3期 11月1日 ～11月30日 第4期 翌年1月1日 ～1月31日
		区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																									
		納付義務者	公共下水道を整備した区域内の土地所有者または権利者(地上権者、質権者、使用借主、賃借人等)																													
単位負担金額	1平方メートルあたり 270円	1平方メートルあたり 300円	1平方メートルあたり 378円	1平方メートルあたり 第1負担区 398円 第2負担区 411円	1平方メートルあたり 430円																											
納付期日	第1期 7月1日 ～7月31日 第2期 9月1日 ～9月30日 第3期 11月1日 ～11月30日 第4期 翌年2月1日 ～2月末日	第1期 6月1日 ～6月30日 第2期 9月1日 ～9月30日 第3期 11月1日 ～11月30日 第4期 翌年1月1日 ～1月31日	第1期 6月1日 ～6月30日 第2期 9月1日 ～9月30日 第3期 11月1日 ～11月30日 第4期 翌年1月1日 ～1月31日	第1期 6月10日 ～6月30日 第2期 9月10日 ～9月30日 第3期 11月10日 ～11月30日 第4期 翌年1月10日 ～1月31日	第1期 6月1日 ～6月30日 第2期 9月1日 ～9月30日 第3期 11月1日 ～11月30日 第4期 翌年1月1日 ～1月31日																											
検討を要する事項等	<ul style="list-style-type: none"> 単位負担金額、徴収猶予地の取扱、減免規定、報奨金規定、延滞金の算定、納期の相違。 																															

課名	事務事業名	内 容																							
下水道管理課下水道料金室	公共下水道使用料（現年度分）	事業概要	下水道使用者から、その排水量（一般的には水道使用量）に応じて、汚水処理の維持管理にかかる費用などについて、公共下水道使用料として負担していただくもの。																						
		事業比較	<p>公共下水道使用料比較</p> <table border="1" data-bbox="667 360 2063 644"> <thead> <tr> <th data-bbox="667 360 902 424">区 分</th> <th data-bbox="902 360 1133 424">相模原市</th> <th data-bbox="1133 360 1364 424">城山町</th> <th data-bbox="1364 360 1594 424">津久井町</th> <th data-bbox="1594 360 1825 424">相模湖町</th> <th data-bbox="1825 360 2063 424">藤野町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="667 424 902 534">納付義務者</td> <td data-bbox="902 424 1133 534">公共下水道に汚水を排除する者</td> <td data-bbox="1133 424 1364 534">公共下水道に汚水を排除する者</td> <td data-bbox="1364 424 1594 534">公共下水道に汚水を排除する者</td> <td data-bbox="1594 424 1825 534">公共下水道に汚水を排除する者</td> <td data-bbox="1825 424 2063 534">公共下水道に汚水を排除する者</td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 534 902 644">使用料（25㎡あたり） （消費税含む）</td> <td data-bbox="902 534 1133 644">2, 1 4 7 円</td> <td data-bbox="1133 534 1364 644">2, 5 5 2 円</td> <td data-bbox="1364 534 1594 644">2, 5 1 8 円</td> <td data-bbox="1594 534 1825 644">1, 9 7 9 円</td> <td data-bbox="1825 534 2063 644">2, 1 1 0 円</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	納付義務者	公共下水道に汚水を排除する者	公共下水道に汚水を排除する者	公共下水道に汚水を排除する者	公共下水道に汚水を排除する者	公共下水道に汚水を排除する者	使用料（25㎡あたり） （消費税含む）	2, 1 4 7 円	2, 5 5 2 円	2, 5 1 8 円	1, 9 7 9 円	2, 1 1 0 円
		区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																		
納付義務者	公共下水道に汚水を排除する者	公共下水道に汚水を排除する者	公共下水道に汚水を排除する者	公共下水道に汚水を排除する者	公共下水道に汚水を排除する者																				
使用料（25㎡あたり） （消費税含む）	2, 1 4 7 円	2, 5 5 2 円	2, 5 1 8 円	1, 9 7 9 円	2, 1 1 0 円																				
検討を要する事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・システム、料金体系、減免制度の相違。 																								

課名	事務事業名	内 容																													
下水道管理課下水道料金室	公共下水道事業受益者分担金（現年度分）	事業概要	公共下水道が整備されることにより特定の利益を受ける方々に整備事業費の一部負担をしていただくもの。																												
		事業比較	<p>公共下水道事業受益者分担金比較</p> <table border="1" data-bbox="667 320 2063 1166"> <thead> <tr> <th data-bbox="667 320 898 357">区 分</th> <th data-bbox="898 320 1133 357">相模原市</th> <th data-bbox="1133 320 1364 357">城山町</th> <th data-bbox="1364 320 1597 357">津久井町</th> <th data-bbox="1597 320 1830 357">相模湖町</th> <th data-bbox="1830 320 2063 357">藤野町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="667 357 898 544">納付義務者</td> <td data-bbox="898 357 1133 544">公共下水道を整備した区域内の土地所有者または権利者(地上権者、質権者、使用借主、賃借人等)</td> <td data-bbox="1133 357 1364 544"></td> <td data-bbox="1364 357 1597 544"></td> <td data-bbox="1597 357 1830 544"></td> <td data-bbox="1830 357 2063 544"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 544 898 687">単位負担金額</td> <td data-bbox="898 544 1133 687">1平方メートルあたり 490円</td> <td data-bbox="1133 544 1364 687"></td> <td data-bbox="1364 544 1597 687"></td> <td data-bbox="1597 544 1830 687"></td> <td data-bbox="1830 544 2063 687"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="667 687 898 1166">納付期日</td> <td data-bbox="898 687 1133 1166"> 第1期 7月1日 ～7月31日 第2期 9月1日 ～9月30日 第3期 11月1日 ～11月30日 第4期 翌年2月1日 ～2月末日 </td> <td data-bbox="1133 687 1364 1166">該当なし</td> <td data-bbox="1364 687 1597 1166">受益者負担金に兼ねる</td> <td data-bbox="1597 687 1830 1166">該当なし</td> <td data-bbox="1830 687 2063 1166">受益者負担金に兼ねる</td> </tr> </tbody> </table>					区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	納付義務者	公共下水道を整備した区域内の土地所有者または権利者(地上権者、質権者、使用借主、賃借人等)					単位負担金額	1平方メートルあたり 490円					納付期日	第1期 7月1日 ～7月31日 第2期 9月1日 ～9月30日 第3期 11月1日 ～11月30日 第4期 翌年2月1日 ～2月末日	該当なし	受益者負担金に兼ねる	該当なし	受益者負担金に兼ねる
		区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																								
納付義務者	公共下水道を整備した区域内の土地所有者または権利者(地上権者、質権者、使用借主、賃借人等)																														
単位負担金額	1平方メートルあたり 490円																														
納付期日	第1期 7月1日 ～7月31日 第2期 9月1日 ～9月30日 第3期 11月1日 ～11月30日 第4期 翌年2月1日 ～2月末日	該当なし	受益者負担金に兼ねる	該当なし	受益者負担金に兼ねる																										
検討を要する事項等	・市街化調整区域における受益者分担金の賦課・徴収制度の調整。																														

課名	事務事業名	内 容																						
下水道管理課下水道料金室	受益者分担金及び負担金延滞金	事業概要	受益者分担金及び負担金の滞納金を徴収する。																					
		事業比較	分担金滞納金割合（年率） <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>相模原市</th> <th>城山町</th> <th>津久井町</th> <th>相模湖町</th> <th>藤野町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>分担金</td> <td>10.95%</td> <td>該当なし</td> <td>負担金と同じ</td> <td>該当なし</td> <td>負担金と同じ</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	分担金	10.95%	該当なし	負担金と同じ	該当なし	負担金と同じ				
			区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																
			分担金	10.95%	該当なし	負担金と同じ	該当なし	負担金と同じ																
負担金延滞金割合（年率） <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>相模原市</th> <th>城山町</th> <th>津久井町</th> <th>相模湖町</th> <th>藤野町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">負担金</td> <td>最初の1か月まで</td> <td rowspan="2">10.95%</td> <td rowspan="2">10.95%</td> <td>4.1%</td> <td>7.25%</td> <td rowspan="2">14.5%</td> </tr> <tr> <td>それを超えた場合</td> <td>14.5%</td> <td>14.5%</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	負担金	最初の1か月まで	10.95%	10.95%	4.1%	7.25%	14.5%	それを超えた場合	14.5%	14.5%			
区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																			
負担金	最初の1か月まで	10.95%	10.95%	4.1%	7.25%	14.5%																		
	それを超えた場合			14.5%	14.5%																			
<ul style="list-style-type: none"> 延滞金の率の調整。 																								
下水道管理課下水道料金室	公共下水道使用料延滞金	事業概要	公共下水道使用料の滞納金を徴収する。																					
		事業比較	延滞金割合（年率） <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>相模原市</th> <th>城山町</th> <th>津久井町</th> <th>相模湖町</th> <th>藤野町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最初の1か月まで</td> <td>4.1%</td> <td rowspan="2">10.95%</td> <td>4.1%</td> <td>7.3%</td> <td rowspan="2">該当なし</td> </tr> <tr> <td>それを超えた場合</td> <td>14.5%</td> <td>14.6%</td> <td>14.6%</td> </tr> </tbody> </table>						区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	最初の1か月まで	4.1%	10.95%	4.1%	7.3%	該当なし	それを超えた場合	14.5%	14.6%	14.6%
			区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町																
最初の1か月まで	4.1%	10.95%	4.1%	7.3%	該当なし																			
それを超えた場合	14.5%		14.6%	14.6%																				
検討を要する事項等	<ul style="list-style-type: none"> 延滞金の率の調整。 																							

課名	事務事業名	内 容																			
土木システム推進担当	道路情報管理システム業務委託	事業概要	<p>統合型地理情報システム（統合型GIS）の根幹となる道路骨格の整備を図るため、道路法に規定する道路台帳の図面と調書を一元管理とする道路台帳の電子化を行い、道路財産の実態把握と道路の適正管理に資するとともに、高度情報社会への対応を図り、市民サービスの向上を推進する。</p>																		
		事業比較	<p>道路情報管理システム業務委託比較</p> <table border="1" data-bbox="669 391 2060 855"> <thead> <tr> <th data-bbox="669 391 900 432">区 分</th> <th data-bbox="900 391 1133 432">相模原市</th> <th data-bbox="1133 391 1364 432">城山町</th> <th data-bbox="1364 391 1597 432">津久井町</th> <th data-bbox="1597 391 1830 432">相模湖町</th> <th data-bbox="1830 391 2060 432">藤野町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="669 432 900 700">全体の概要</td> <td data-bbox="900 432 1133 700"> <ul style="list-style-type: none"> ○実施期間 ・平成11年度～平成19年度（予定） ○管理対象物件 ・市道路線数8,462路線 ・延長1,640.31km（H14.4.1） </td> <td colspan="4" data-bbox="1133 432 2060 700" rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">該当なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="669 700 900 855">平成15年度事業内容</td> <td data-bbox="900 700 1133 855"> <ul style="list-style-type: none"> ○システム開発 ○データ整備 ○ソフトウェア保守及び機器保守委託 </td> </tr> </tbody> </table>					区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町	全体の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○実施期間 ・平成11年度～平成19年度（予定） ○管理対象物件 ・市道路線数8,462路線 ・延長1,640.31km（H14.4.1） 	該当なし				平成15年度事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○システム開発 ○データ整備 ○ソフトウェア保守及び機器保守委託
		区 分	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	藤野町														
全体の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○実施期間 ・平成11年度～平成19年度（予定） ○管理対象物件 ・市道路線数8,462路線 ・延長1,640.31km（H14.4.1） 	該当なし																			
平成15年度事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○システム開発 ○データ整備 ○ソフトウェア保守及び機器保守委託 																				
検討を要する事項等	<ul style="list-style-type: none"> ・予算、事業計画等に関する調整。 																				